

議案第21号

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例及び三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例及び三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年 3 月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例及び三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- （１） 三朝町特別職の職員で常勤のもの等の給与の特例に関する条例（平成 14 年三朝町条例第 41 号）
- （２） 三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例（平成 21 年三朝町条例第 7 号）

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。